

三件の陳情を審議

臨時市議会

市臨時市議会が十月十八日開かれました。今回の臨時市議会では、「明るく住みよい七里町をつくる会」などから提出された陳情三件の審議を行いました。いずれも不採択になりました。

提出された陳情は、次のとおりです。
 ■七里地区土地区画整理事業に関する素案の説明会および縦覧を行わないことを求める陳情

情について
 ■七里地区土地区画整理事業に係る「素案の説明会および縦覧等」に関する中止の陳情について

■七里地区都市計画ならびに区画整理事業について、市議会内に特別委員会等を設けて、実情を調査するとともに、その結論がでるまでは「素案の説明会および縦覧」を行わないことを求める陳情について

狂犬病予防注射と 畜犬登録の日程

ことし最後の狂犬病予防注射です。まだ受けていない犬は、必ず受けさせてください。

なお、登録料は二千円、注射料は千八百円です。

〔11月17日〕

中宮祠出張所前	午前10時～10時30分
清滝出張所前	午前11時～11時30分
久次良町公民館前	午後1時～1時30分
安川町児童遊園地前	午後1時40分～2時
松原町公民館前	午後2時10分～2時30分

〔11月18日〕

稲荷町グランド	午前9時30分～10時
所野憩の家前	午前10時10分～10時30分
七里公民館前	午前10時40分～11時10分
野口公民館前	午前11時20分～11時40分
小来川支所前	午後1時～1時30分

「所野みどりの里」

分譲宅地募集

「所野みどりの里」分譲宅地の購入希望者を、次の要領で募集します。

■分譲宅地の所在・地積・価格

- ①日光市所野五四一三〇 二一三・七五平方メートル 三百七十六万二千元
- ②日光市所野五四一三八 二二六・一六平方メートル 四百一十四万円
- ③日光市所野六八九一二 七二一三・三二平方メートル 三百六十一万六千元

■申込資格

- ①市内居住者か市内の事業所に勤務している方
- ②住宅を建てる宅地の必要な方
- ③分譲代金の支払いと住宅を建てる資金の調達ができる方
- ④市町村民税を滞納していない方
- ⑤同居の親族(婚約者を含む)がいる方

■分譲の条件

- ①宅地の引き渡しを受けてから二年以内に住宅の建設を完了すること。ただし、特別な理由があることを認められた場合は、一年を限度として期間を延長することができます
- ②宅地は、引き渡しを受けてから五年以内に第三者に譲渡、または貸し付けしないこと
- ③建ぺい率は二〇%以上のこと

■申し込み期間

十一月十日から十二月十五日まで(日曜、祝日を除き毎日午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日は正午まで)

■受付窓口
 総務課管財係(市役所二階)

■必要書類

- ①宅地分譲申込書(総務課管財係、支所、出張所にあります)
- ②住民票謄本
- ③勤務先を証明する書類
- ④市町村民税の完納証明書
- ⑤その他婚約証明書など必要書類

分譲契約と分譲代金

■分譲契約

譲受人に決定した方は、契約保

分譲宅地購入資金を特別貸付

「所野みどりの里」分譲宅地を購入する方のために、特別の融資制度があり、できるだけ低い利息で購入資金を融資しようとするものです。

■資格

- ①市が分譲する「所野みどりの里」の宅地の譲受人であること
- ②年間所得の十二分の一の額が、毎月の返済金の五倍以上であること。この場合、申し込み人の属する世帯員の所得を加算することができる

■融資限度額と利息

①融資限度額 三百万円

証金として分譲代金の三%以上を
 えて契約してください。
 契約保証金は、分譲代金の支払
 いがすべて済んだときにお返しし
 ますが、利息はつきません。

■分譲代金の支払い

契約締結のときに分譲代金の二
 〇%以上を支払い、残金について
 は、契約締結から三か月以内に支
 払ってください。

その他

- ①所有権移転登記、買戻し特約
 登記および契約締結に必要な費用
 は、譲受人の負担になります。
- ②申し込みのときは、記載した内
 容について説明できる方がおいで
 ください。

くわしいことについては、総務
 課管財係(☎四一三二一内線二
 二五)にお問い合わせください。

- ②利率 年利六・二%
- ③返済期限 十年以内 元利均等
 月賦償還

三百万円の借り入れで、毎月の
 返済額は約三万四千円です。

■保証人と担保

- ①連帯保証人は二名以上必要です
- ②取得した土地を担保とします

■申し込みの方法

申込用紙(市農林商工課にあり
 ます)に、所定の事項を記入し、
 ①分譲契約書 ②市税務課が発行
 する所得証明書を添えて、市農林
 商工課商工係にお申し込みくださ
 い。